

令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年3月に町が行ったゼロカーボンシティ表明に基づき、脱炭素社会に向けて令和32年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現することを目的として、電気自動車等を導入する者に対し、予算の範囲内で開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、開成町補助金等交付規則（昭和62年開成町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車等 別表第1に掲げる車両や機器をいう。
- (2) 新車 初めて新規登録等（法第7条第1項に規定する新規登録又は法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定をいう。）を受ける車両（国外で運行の用に供された自動車であって、国内に輸入されたことによって新規登録等を受けるものを除く。）をいう。
- (3) 国の補助事業 経済産業省の行う「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」をいう。
- (4) 同時導入 交付申請期間にEVとV2Lの申請を行うことをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、電気自動車等の新車又は未使用機器を自家用に導入する者であって、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 本町に住民登録を有し、1年以上の居住実態を有していること。
- (2) EV及び超小型EVを導入する場合は、補助対象車両の自動車検査証の使用者及び所有者に記載されている個人であること。ただし、サブスクリプションの場合は、使用者に記載されている個人であって、かつサブスクリプションの契約期間が4年以上の者であること。
- (3) V2Lを導入する場合は、その保管場所が、電気を取り出す自動車の自動車検査証における使用の本拠の位置と同じであること。
- (4) 申請日から起算して過去2年の間に同一内容の電気自動車等に係る町補助金を交付されていない者であること。
- (5) 本町が徴収する税又は料の滞納がないこと。
- (6) 本町が徴収する税又は料を滞納している同居者がいないこと。

(7) 開成町暴力団排除条例（平成 23 年開成町条例第 1 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

（補助金の額）

第 4 条 この補助金の額は、別表第 2 に定める額とする。

（交付申請期間）

第 5 条 補助金の交付申請期間は、当該年度の翌年 3 月 15 日までの間とする。

（交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和 4 年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金交付申請書（第 1 号様式）に別表第 3 に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第 7 条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、令和 4 年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金交付（不交付）決定通知書（第 3 号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

（車両登録又は機器の納品）

第 8 条 電気自動車等の車両登録又は機器の納品日については、国の補助事業を活用する場合を除き、前条に規定する交付決定をした日（以下「交付決定日」という。）以後でなければならない。

（補助金の交付）

第 9 条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定を受けたときは、令和 4 年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金交付請求書（第 4 号様式）に別表第 4 に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受領したときから 30 日以内に補助金を交付するものとする。

（協力）

第 10 条 補助金の交付を受けた者は、ゼロカーボンシティ創成のため、電気自動車等の使用状況の報告等を求められたときは、積極的に協力するものとする。この場合において、災害等によって町内の避難所において電力を必要とする場合は、補助金を受けた者とその家族の安全・安心を確保した上で生じた余剰電力の提供に努めることとする。

（交付決定の取消）

第 11 条 町長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当するこ

とが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。
- (3) 車両登録、納車、機器の納品を中止するとき。
- (4) 交付後4年以内に転出したとき。

(財産の処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等により取得した当該電気自動車等を令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金財産処分承認申請書(第5号様式)による町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けに供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた者が令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金返納申出書(第6号様式)を町長に提出し、補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該電気自動車等の耐用年数を勘案して町長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

第13条 町長は、前条の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金財産処分審査結果通知書(第7号様式)により、申請者に対して通知するものとする。

2 町長は、前条ただし書きの補助金返納の申出があったときは、財産処分に係る令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金返納期限等通知書(第8号様式)により、申出者に対して通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月7日から施行する。

別表第1（第2条関係）

No.	車両及び機器の種類	定義
1	電気自動車(以下「EV」という。)	電池に備えた電力を動力源とし、外部電源からの電気を当該自動車に搭載されている電池に充電することができる内燃機関を有さない四輪以上の自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されている自動車をいう。 ただし、定格出力が10kW未満のものを除く。
2	超小型電気自動車 (以下「超小型EV」という。)	内燃機関を有さない、搭載された電池によって駆動された定格出力が0.6kWを超え、8.0kW以下の電動機を原動機とする四輪以上の車両で、乗車定員が2人以下又は運転者席及び年少者用補助乗車装置2個以下の車両をいう。
3	可搬型外部給電器 (以下「V2L」という。)	EVや超小型EV、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車から電力を取り出す装置で、経済産業省の補助事業「令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているものをいう。

別表第2（第4条関係）

No.	補助区分			補助額
1	E V (購入)	国の補助事業を活用する場合	車両本体価格 200万円以上	200,000円
			車両本体価格 200万円未満	100,000円
		上記以外の場合	車両本体価格 200万円以上	100,000円
			車両本体価格 200万円未満	50,000円
2	超小型E V (購入)			50,000円
3	E V (サブスクリプション)	車両本体価格 200万円以上		80,000円
		車両本体価格 200万円未満		40,000円
4	超小型E V (サブスクリプション)			40,000円
5	V 2 L	国の補助事業を活用する場合	E V と同時導入	150,000円
			上記以外の場合	70,000円
		上記以外の場合		50,000円

別表第3（第6条関係）

No.	補助対象		添付書類
1	E V (購入)	国の補助事業を活用する 場合	(1) 請求書の写し (2) 保管場所の案内図、位置図及び現況写真 (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターから交付された補助金交付決定通知書の写し (4) 令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト(第2号様式) (5) その他町長が必要と認めるもの
		上記以外の場合	(1) 見積書の写し (2) 保管場所の案内図、位置図及び現況写真 (3) 令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト(第2号様式) (4) その他町長が必要と認めるもの
2	超小型E V (購入)		(1) 見積書の写し (2) 保管場所の案内図、位置図及び現況写真 (3) 令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト(第2号様式) (4) その他町長が必要と認めるもの
3	E V及び超小型E V (サブスクリプション)		(1) 見積書の写し(契約期間が明記されたもの) (2) 保管場所の案内図、位置図及び現況写真 (3) 令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入

			補助金に係る同居人リスト（第2号様式） (4) その他町長が必要と認めるもの
4	V2L	国の補助事業を活用する場合	(1) 請求書の写し (2) 保管場所の案内図、位置図及び現況写真 (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターから交付された補助金交付決定通知書の写し (4) 令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト（第2号様式） (5) その他町長が必要と認めるもの
		上記以外の場合	(1) 申請者宛の見積書の写し (2) 保管場所の案内図、位置図及び現況写真 (3) 経済産業省の補助事業「令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されていることがわかる書類 (4) 令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト（第2号様式） (5) その他町長が必要と認めるもの

別表第4（第9条関係）

No.	補助対象		添付書類
1	E V (購入)	国の補助事業を活用する 場合	(1) 領収書の写し (2) 自動車検査証の写し (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターから交付された補助金額確定通知書の写し (4) その他町長が必要と認めるもの
		上記以外の場合	(1) 領収書の写し (2) 自動車検査証の写し (3) その他町長が必要と認めるもの
2	超小型E V (購入)		(1) 領収書の写し (2) 自動車検査証の写し (3) その他町長が必要と認めるもの
3	E V及び超小型E V (サブスクリプション)		(1) 契約書の写し (2) 自動車検査証の写し (3) その他町長が必要と認めるもの
4	V 2 L	国の補助事業を活用する 場合	(1) 領収書の写し (2) 一般社団法人次世代自動車振興センターから交付された補助金額確定通知書の写し (3) 保証書の写し (4) V 2 Lを用いて電気を取り出す対象となる自動車の自動車検査証の写し (5) その他町長が必要と認めるもの
		上記以外の場合	(1) 領収書の写し (2) 保証書の写し (3) V 2 Lを用いて電気を取り出す対象となる自動車の自動車検査証の写し (4) その他町長が必要と認めるもの